

(別紙 1)

外為法等遵守事項

I 基本方針

組織の基本方針として、外為法を始めとする輸出関連法規（輸出者等遵守基準並びにリスト規制、大量破壊兵器 キャッチオール規制及び通常兵器補完的輸出規制を含む。）の遵守を明確に定め、届出者の責任において、これを 周知徹底し、かつ、実行すること。

II 個別事項（輸出者等遵守基準並びにリスト規制、大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器補完的輸出規 制に対応していること。）

1 輸出管理体制（輸出者等遵守基準を定める省令（平成21年経済産業省令第60号。以下「遵守基準省令」という。）第1条第一号並びに第二号イ及びロ関係）

組織を代表する者を輸出管理の最高責任者（遵守基準省令第1条第二号イの統括責任者に相当する。）とし、輸出管理に関する業務分担及び責任範囲を明確にすること（遵守基準省令第1条第一号並びに第二号イ及びロを含む。）。

2 取引審査（該非判定（遵守基準省令第1条第一号イの該非確認を含む。以下同じ。）を含む。）（遵守 基準省令第1条第一号イ並びに第二号ハ及びニ関係）

- (1) 取締役又は執行役若しくは執行役員（ただし、会社以外にあってはそれに相当する者。以下「取締役等」という。）が取引審査の最終判断権者（以下「最終判断権者」という。）となり、疑義ある取引の遂行を未然に防止すること。ただし、当該最終判断権者の権限は、輸出管理内部規程の定めるところにより、その一部を他の取締役等又は取締役等に準ずる者に委任することができる。（遵守基準省令第1条第一号ロ及び第二号ロを含む。）。
- (2) 該非判定に関して手続を明確にし、実施すること（遵守基準省令第1条第一号イ及び第二号ハを含む。）。
- (3) 用途及び需要者等を確認する手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者の確認を行うこと（遵守基準省令第1条第二号ニを含む。）。
- (4) 特定重要貨物等の輸出等については、用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施にあたり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行うこと（遵守基準省令第1条第二号ニを含む。）。

3 出荷管理（遵守基準省令第1条第二号ホ関係）

- （1）輸出等を行おうとする際に、出荷を行おうとする貨物及び技術と当該貨物及び技術の輸出関連書類等（輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。以下同じ。）に記載され、又は記録された当該貨物等を特定する事項が同一であることの確認を行うこと（遵守基準省令第1条第二号ホを含む。）。
- （2）通関時の事故が発生した場合には、輸出管理部門に報告すること。

4 監査（遵守基準省令第1条第二号ヘ関係）

輸出等の業務の適正な実施についての監査の体制及び定期的な監査の実施に係る手続を定め、当該手続に従って監査を定期的の実施すること（遵守基準省令第1条第二号ヘを含む。）。

5 教育（指導及び研修を含む。）（遵守基準省令第1条第一号ロ及び第二号ト関係）

輸出等の業務に従事する者（遵守基準省令第1条第一号イの該非確認責任者及び遵守基準省令第1条第二号イの統括責任者を含む。）に対し、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うとともに、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修を実施すること（遵守基準省令第1条第一号ロ及び第二号トを含む。）。

6 資料管理（遵守基準省令第1条第二号リ関係）

- （1）すべての輸出関連書類等に事実を正確に記載し、又は記録すること。
- （2）輸出関連書類等を貨物の輸出時・技術の提供時から少なくとも7年間保存すること（遵守基準省令第1条第二号リを含む。）。ただし、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1又は外国為替令（昭和55年政令第260号）別表それぞれの5の項から16の項までの中欄に掲げる貨物又は技術については、貨物の輸出時又は技術の提供時から少なくとも5年間保存すること（特別一般包括許可を受けた者にあつては、包括許可取扱要領Ⅱ4（1）②に規定する返送に係る輸出又は包括許可取扱要領Ⅱ4（2）②に規定する返送に係る技術の提供に該当するものとして輸出又は技術の提供をした場合（輸出令別表第1又は外為令別表の2の項から15の項までの中欄に掲げるものであるか、16の項の中欄に掲げるものであるか必ずしも明らかでないものの返送に係る輸出又は技術の提供を含む。）にあつては一律7年間保存すること）。

7 子会社及び関連会社の指導（遵守基準省令第1条第二号チ関係）

- （1）子会社及び関連会社に対し、安全保障貿易管理に関する適切な指導を行うこと。
- （2）輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対しては、当該業務を適正に実施させるため、当該子会社に対する指導及び研修並びに当該子会社

の業務体制及び業務内容の確認（以下「指導等」という。）を行う体制を定めるとともに、当該指導等を行う手続を定め、当該手続に従って定期的に当該指導等を行うこと（遵守基準省令第1条第二号チを含む。）。

8 報告及び再発防止（遵守基準省令第1条第一号ロ及び第二号ヌ関係）

関係法令に違反したとき又は違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること（遵守基準省令第1条第一号ロ及び第二号ヌを含む。）（必要に応じ関係者に厳正な処分を行うことを含む。）